

# 通学路の安全確保に関する取組方針

平成 26 年 12 月 策定

令和 5 年 4 月 改定

仙 台 市

## 1. 策定に至る経緯

平成 24 年 4 月、京都府亀岡市や千葉県館山市において、自動車が登校中の児童の列に突入し、児童を含め、多数の死傷者を出す事故がありました。平成 24 年はそのほかにも、各地で登下校中の児童生徒が巻き込まれる痛ましい事故が相次ぎました。本市においても、平成 23 年 9 月に発生した下校中の児童の死傷事故を始めとして、通学途上の児童生徒が交通事故の犠牲となる深刻な事態が続いていました。

こうした状況のなか、本市では、それぞれの道路管理者による路側帯の新設・カラー化やガードレールの設置、警察による交通規制、各学校による通学指導など、各機関がその役割において、必要な対策をその都度実施してきました。

通学路の管理主体は、市道、県道及び国道で異なり、安全対策もそれぞれの道路管理者が講じるべきもの、警察機関が講じるべきものと様々です。また、場合によっては、危険の大きいと思われる箇所に関係機関が集中的に対策を講じるなど、各機関が協調した多重的な取組みも必要となります。そのため、平成 24 年 8 月には、各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、さらに平成 26 年 8 月にも、改めて合同点検を行い、必要な対策について関係機関で協議、対応してきました。

通学路の安全確保を図る上では、このような取組みを通じ、各機関が共通認識を持ちながら、継続的に改善を図っていく必要があります。

加えて、平成 25 年 12 月には、国から、地域ごとに取組みの基本方針を定め、推進体制を構築しながら、通学路の安全確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進することが求められたところでした。

こうしたことから、今後、通学路の安全確保の取組みを継続的に進めていくため、本市は、関係機関との連携と協力のもと、国の要請にある「通学路交通安全プログラム」として当方針をまとめることとしました。

## 2. 改定に至る経緯

平成 30 年 5 月、新潟市において、下校中の 7 歳の児童が殺害され、未来ある尊い命が奪われるという、痛ましい事件が発生しました。

この事件を受けて、関係省庁により登下校時の子供の安全確保の対応策が協議され、平成 30 年 6 月に、登下校時の子供の安全確保に関する閣僚会議において、「登下校防犯プラン」がとりまとめられ、教育委員会・学校、家庭、地域住民、警察、自治体の関係部局等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた安全確保対策について取り組むよう国から通知がありました。

このプランでは、登下校時における安全確保を確実に図るため、防犯の観点による通学路の緊急合同点検を実施することとされており、平成 30 年 7 月に文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び警察庁の 4 省庁が通学路における緊急合同点検等実施要領を作成し、この要領に沿って、本市では平成 30 年 9 月に防犯の観点による通学路の緊急合同点検を実施しました。

こうした状況を踏まえ、通学路の一層の安全確保に向け、取り組み方針を改定することとしました。

### 3. 取組方針の目的

通学路の安全確保については、学校や道路管理者、警察など、それぞれの関係機関が、ソフト・ハード両面において独自の取組方針のもとに対策を講じてきました。一方、共通する課題について各機関の連携した取組みが有効であることは、平成24年8月の交通安全緊急合同点検後の取組みからも明らかであり、こうした取組みを継続することが大切です。また、平成30年9月の防犯の観点による緊急合同点検の際には、関係機関が連携することで防犯の面から地域の状況を把握し対策を協議することができました。こうした取組みを継続することが、児童の登下校の安全の充実につながります。

それぞれの機関には、予算上の制約など独自の事情があり、一定の方針を義務付けることはできませんが、何より大切なことは、それら関係機関が通学路の安全確保について事実認識を共有し、協調して取組みを進めることです。

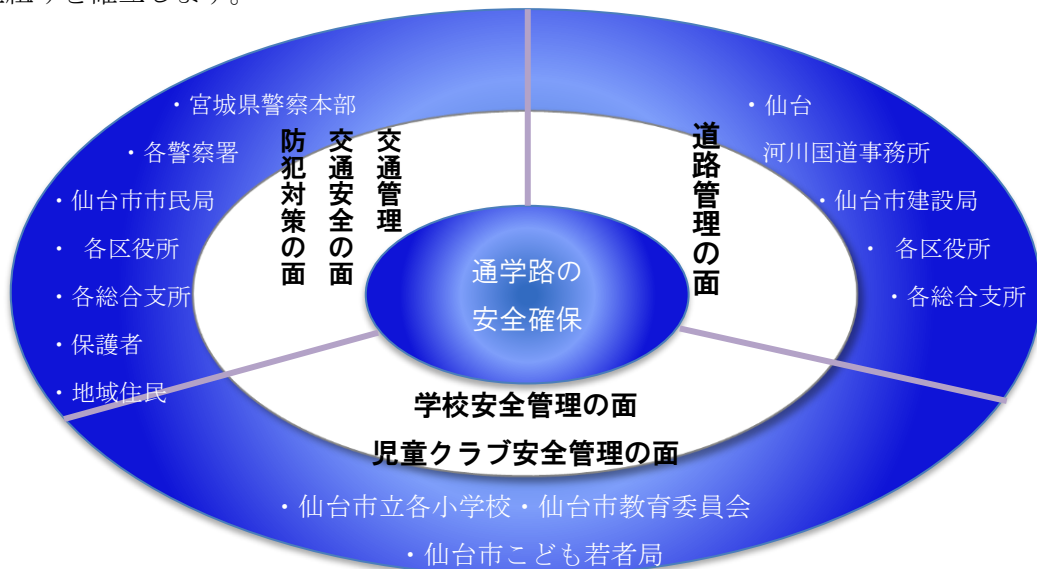
この取組方針は、関係機関の連携強化の仕組みを明確にすることにより、各関係機関が一体となった取組みの確保を目的に策定したものです。今後、この方針に基づき、関係機関との協議を深め、通学路の安全確保に向けた有効な取組みを推進していきます。

## 4. 基本的な考え方

### (1) 関係機関が連携して取り組む仕組みを確立します。

通学路の安全確保に向けては、道路を管理する道路管理者、交通標識の設置や交通指導等の実施、犯罪被害の防止を図る警察機関、防犯活動を推進する各区・総合支所、児童生徒に安全な通行を指導する学校・教育委員会など、様々な機関がそれぞれの取組みを進めると同時に、それらが連携して複合的な取組みを行うことにより相乗効果を発揮することが必要です。

そのため、関係機関が必要な情報を共有し、採るべき対策について協議を行うことができる仕組みを確立します。

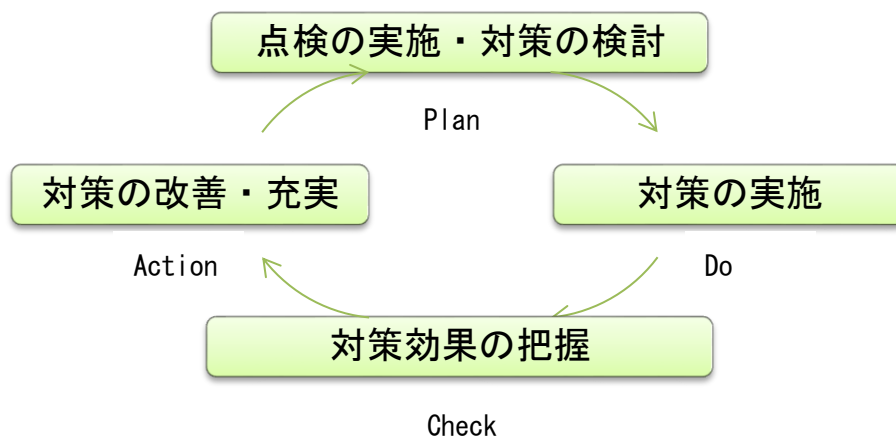


### (2) 実施した対策を検証し、さらなる改善を図る仕組みを構築します。

通学路の危険箇所について何らかの対策を講じたとしても、近隣に建物が建設され、交通状況が変化したり、周辺の道路状況が変化したりして、当該箇所の危険性が変わってくることもあります。安全確保対策は、その時々状況に応じ、改善を図る必要があります。

そのため、点検や対策の実施サイクルを確立して恒常的に取り組みます。これらの取組みを繰り返し実施し、通学路の安全性を向上させていきます。

この取組みによる点検結果や対策の実施内容などについては、とりまとめたうえで市民の皆様への情報提供を十分に行いながら、取組みの更なる推進を図ります。



## 5. 継続的な取組みを確保するための具体的な取組み

### (1) 「仙台市通学路安全推進会議」の設置

道路管理者，警察機関，防犯担当部局，児童クラブ，教育委員会などが連携した取組みを進めるため，「仙台市通学路安全推進会議」を設置します。

「仙台市通学路安全推進会議」では，通学路の危険箇所を把握するとともに，対策内容の共有化や進捗の管理などを行います。そして，その結果を各機関の役割分担に基づいた確実な取組み推進へとつなげていきます。


### (2) 年間を通じた取組みのサイクル

年間を通じ，「点検の実施・対策の検討 (Plan)」⇒「対策の実施 (Do)」⇒「対策効果の把握 (Check)」⇒「対策の改善・充実 (Action)」の取組みを進めます。

そのため，毎年度，「仙台市通学路安全推進会議」において年間計画を協議し，それをもとに各関係機関が一体となって取組みを進めます。

年間計画のおおよそのモデルは次のとおりです。

《年間計画モデル》

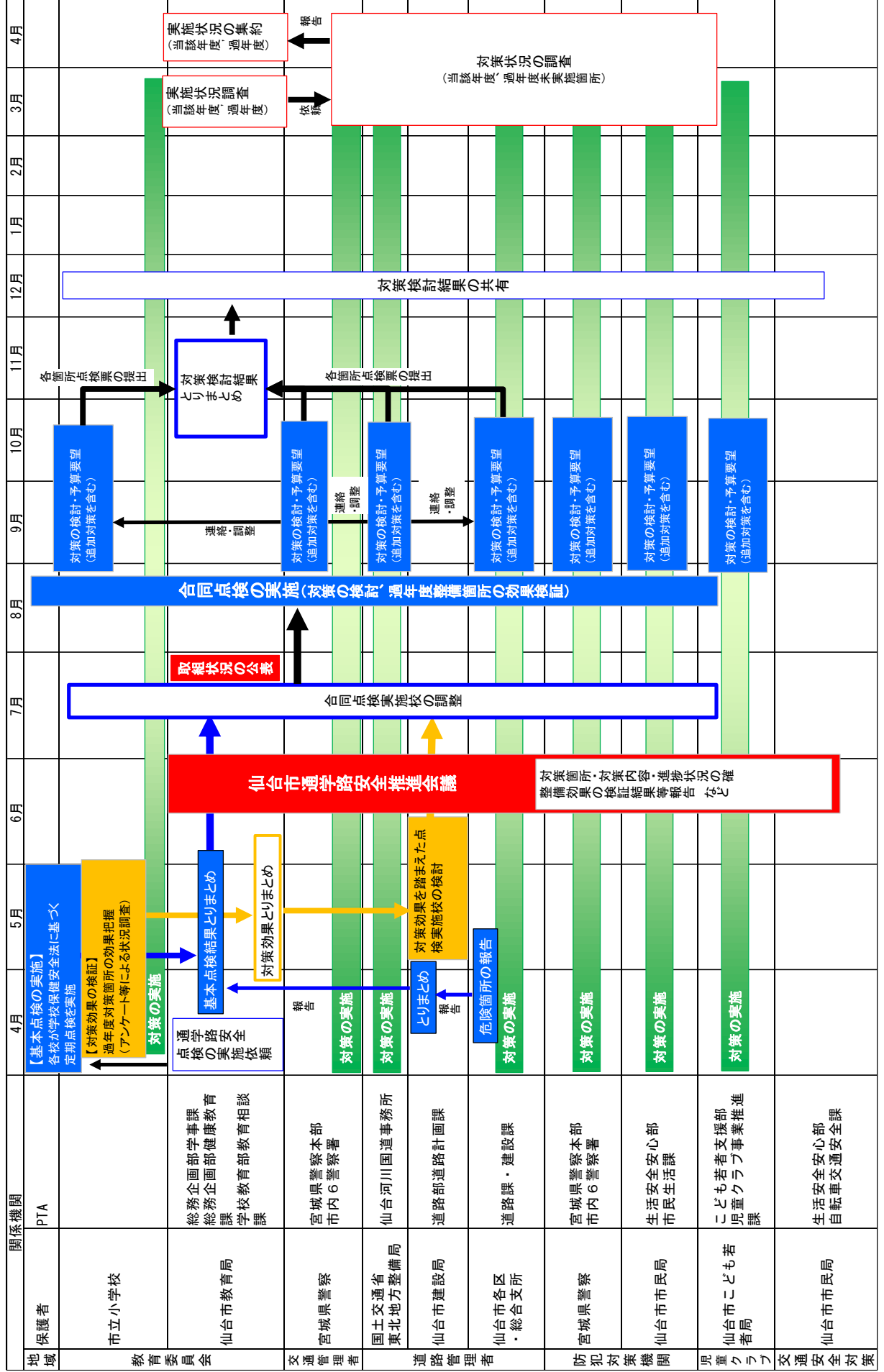
| 取組みの<br>ステージ             | 実施項目   | 内 容  |
|--------------------------|--|--|
| <p>点検の実施</p> <p>Plan</p> | <p><b>基本点検<br/>の実施</b></p>                             | <p>各小学校では学校保健安全法第 27 条に基づく「学校安全計画」を策定し、通学路について毎年定期的に点検を実施しています。この点検を通学路の安全確保のための基本的な点検と位置付け、その後の取組みに活かします。</p>   |
|                          | <p><b>仙台市<br/>通学路安全<br/>推進会議</b></p>                   | <p style="text-align: center;"> <br/> <b>各小学校の点検結果集約</b> </p> <p>通学路の安全点検に向けた取り組み内容やスケジュール等の協議、安全点検結果の情報共有等を行います。</p> |
|                          | <p><b>関係機関<br/>による<br/>合同点検<br/>(集中点検)<br/>の実施</b></p> | <p>基本点検を実施した結果、特に必要があると認められる通学路について、関係機関が共同で合同点検を実施します。</p> <p>合同点検は、学校、道路管理者、警察機関、防犯担当部局、児童クラブが合同で行うことを想定しており、さらに必要に応じ、町内会、保護者などの協力を求めます。</p> <p>合同点検の実施時期は、原則として各小学校の夏季休業期間中とします。</p>                |

\* 通学路安全合同点検は、学校の基本点検の結果を踏まえ、通学路の安全確保に向けた重点的な取り組みを行うことを想定しています。当面は、学校の基本点検の結果、優先度が高い箇所について合同で点検する計画とし、概ね 4 年程度で市内の小学校区を網羅的に点検する予定としております。ただし、合同点検の対象としない場合でも、危険性や緊急度が高い箇所については、迅速な対応に努めるとともに、対策の結果を「仙台市通学路安全推進会議」で報告します。

(次頁に続く)

| 取組みの<br>ステージ   | 実施項目                                       | 内 容   |
|--|--|---|
| <p>対策の検討</p> <p>Plan</p>                                       | <p>関係機関<br/>による<br/>対策の検討</p>              | <p>合同点検などの結果から明らかになった対策を要する箇所については、箇所ごとに路側帯のカラー化、防護柵設置及び交通規制のようなハード対策を実施すべきか、交通安全教育、防犯パトロールの強化のようなソフト対策を実施すべきかなど、学校・道路管理者・警察機関・防犯担当部局・児童クラブが、連絡調整のうえ具体的な取組みを検討します。</p>  |
|  | <p>教育委員会<br/>による点検結果及び<br/>対策のとりまとめ</p>    | <p>基本点検及び合同点検の結果を集約したうえで、関係機関へ情報を提供し、共有化を図ります。</p>  |
| <p>対策の<br/>実施</p> <p>Do</p>                                    | <p>関係機関<br/>による対策の<br/>実施</p>              | <p>基本点検及び合同点検の結果、対策が必要とされた箇所については、各関係機関で連携を図り、円滑に対策を実施していきます。</p>   |
| <p>対策効果<br/>の把握</p> <p>Check</p> <p>対策の改善・充実</p> <p>Action</p> | <p>関係機関<br/>による対策の<br/>効果把握・<br/>改善・充実</p> | <p>実施した対策内容などは市民に公表します。今後につながる対策や他の機関に関わりがある対策は、関係機関で十分な情報共有を行います。</p> <p>また、対策の効果把握にあたっては、実際に期待した効果が発現されているか事前に学校へ状況調査等を実施し、その調査結果をもとに合同点検時に現地で、学校、教育委員会、道路管理者、警察機関、防犯担当部局、児童クラブが検証します。</p> <p>検証の結果、対策効果が十分でない箇所には、対策の見直しを行い、対策内容の改善・充実を図ります。</p> |
|  | <p>仙台市<br/>通学路安全<br/>推進会議</p>              | <p>対策の実施状況の総括を行い、対策の更なる推進を図るため、情報を共有するとともに、進捗を管理します。</p>  |

◆仙台市の通学路同点検等 実施フロー





## 6. 取組方針の推進

- (1) 「仙台市通学路安全推進会議」を軸として、各機関の取組みを促進します。

通学路の安全は、学校、道路管理者、警察機関、防犯担当部局、児童クラブなど、それぞれの機関の適切な役割分担に基づいて進められるものです。関係機関による協議を通じ、対策の必要性に関する認識を共有するとともに、直ちに抜本的な対策を採ることが困難なものについては、関係機関で連絡調整を図りながら取組みを行うなど、「仙台市通学路安全推進会議」を軸として、各機関の取組みを促進していきます。

- (2) 通学路安全対策箇所一覧及び箇所図を公表し、市民の皆様からの声を伺います。

点検結果や実施した対策内容については、年度毎に小学校区単位の「通学路安全対策箇所一覧」及び「通学路安全対策箇所図」を作成し、別途公表します。

これにより、ほかに対策が必要な箇所の有無や、実施した対策が十分であるかどうかなど、市民の皆様からのご意見・ご提言を「仙台市通学路安全推進会議」で協議し、各般の点検などを通して対策の改善・充実に活かしていきます。

通学路の安全確保に関する取組方針の改定履歴

| 発行年月         | 改定履歴                            |
|--------------|---------------------------------|
| 平成 26 年 12 月 | 策定                              |
| 平成 27 年 4 月  | 組織変更による一部改定                     |
| 平成 29 年 3 月  | 実施フロー図の追加、年間計画の一部変更、組織変更による一部改定 |
| 平成 31 年 3 月  | 防犯の観点を加えることによる改定                |
| 令和 2 年 4 月   | 組織変更による一部改定                     |
| 令和 5 年 4 月   | 組織変更による一部改定                     |